

1. 概要

(1) 手法の背景と特徴

20世紀中頃以降の開発途上国では、自然保護のための資金獲得と住民の生計確保との両立を図るための手段として、外部からの来訪者に対して野生動植物を見せるという観光の形態が広がり始めた。その後、このような新たな観光は「エコツーリズム」という用語が与えられ、今日では先進国を含む持続可能な観光の概念として広く認知されている。

国際エコツーリズム (TIES) 協会は、エコツーリズムは「環境を保全し、地元の人々の福利を維持する自然地域への責任ある旅行である。」[Responsible travel to natural areas that conserves the environment and sustains the well-being of local people.] と定義している。

また、エコツーリズムと同様の地域資源を活用した持続可能な観光であり、観光の対象とする場所や地域資源の種類が異なるものとして、グリーンツーリズム、アグリツーリズム、ブルーツーリズム等の概念がある。

(2) 手法の内容及び適用可能性

手法の内容

- ・本手法は、地域固有の自然資源や文化資源が有する、精神的・知的な価値やレクリエーション・教育の場としての価値に着目し、外部からの来訪者に対して地域資源を活用したツアープログラムを提供するものである。

適用範囲

- ・地域の主体と外部からの旅行者の需要が一致するならば、あらゆる地域で適用することが可能である。

実施主体

- ・エコツーリズムの受け入れ体制は、地元住民を主体として、調整及び支援的役割として関与する公的主体（行政機関、国際機関、NGO/NPO 等）、さらには旅行者に便宜を提供する観光関係事業者で構成される。

【主な参考事例】

日本の事例 No.10：日本・静岡県松崎町の「石部の棚田」の保全活動と「一社一村しずおか運動」

日本の事例 No.11：日本・石川県輪島市金蔵における外部との交流と地域環境管理

世界の事例 No.1：地域おこしを目指す里山、韓国ハンプトン郡サンゴ里ムピョン村

世界の事例 No.49：エクアドル・草地生態系保全とエコツーリズム

2. 事例から得られた自然資源の持続可能な利用・管理に関する効用

自然資源の持続可能な利用・管理及び二次的自然の健全性の維持において、本分類に属する手法を導入することは下記のような効用を持つものと考えられる。

(1) 自然資源の持続可能な利用・管理に関する効用（社会経済的効用）

- ・地域固有の自然環境及び歴史・文化を背景として、人間の働きかけによって形づくられた独特の二次的自然は、外部からの来訪者にとって魅力的な観光資源となり得る。これを活用した持続可能な観光に取り組むことにより、地域住民の所得が向上し、人口流出の防止等にも貢献することが期待される。
- ・二次的自然を活用した持続可能な観光に取り組む中で、住民たちが様々な役割を担い、また、所得向上等の効果が現れることにより、その価値及び継承することへの誇りが再認識されるようになり、自然資源の持続可能な利用・管理の活動へと発展することが期待される。

(2) 二次的自然の健全性に関する効用（生態系及び生物多様性に関する効用）

- ・二次的自然を所有及び管理する主体は、旅行者を受け入れたことへの対価として獲得した資金を、二次的自然の保全や再生に活用することができる。
- ・生計のために自然資源が過剰に利用されている地域では、新たな生計手段として持続可能な観光が導入されることにより、従来の不適切な自然資源の利用からの転換が期待される。
- ・上記を通じて、地域における生物多様性の保全及び向上が期待される。

3. 手法の導入に向けて

: SATOYAMAイニシアティブの「5つの視点」を踏まえた計画のポイント及び作業例

二次的自然地域において本手法の導入を計画する際のポイント及び作業項目は、下記の通りである。

表 SATOYAMAイニシアティブの「5つの視点」を踏まえた計画のポイント及び作業項目

5つの視点	計画のポイント	作業項目
(1) 環境容量・自然復元力の範囲内の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な観光を実現するための前提として、観光利用に供する地域の環境容量を把握することが必要である。 ・上記を具体化した基本方針として、受け入れ可能人数及び利用ゾーニングを設定することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境容量の把握（自然資源利用の利用・管理の実態の整理） ・持続可能な利用の基本方針の設定（受け入れ可能人数及びゾーニング）
(2) 自然資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本手法の導入計画の内容が、地域の自然資源の循環を妨げることがないように確認することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然資源循環との調和に関する確認
(3) 地域の伝統・文化の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・二次的自然地域ならではの魅力あるプログラムを作成するため、農林水産業に関する伝統的地域資源を積極的に発掘・反映させることが効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統・文化を踏まえたプログラムの作成
(4) 多様な主体の参加と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な関係者による適切な行動を確保するため、これらを包括する実施体制、仕組み及びルールを設けることが必要である、 ・これらを機能させるために、公的主体が加わり、利害調整及び監督、法的拘束力に基づく措置等を行うことが効果的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の構築 ・利用・管理におけるルールや仕組みの構築
(5) 地域社会・経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドとしての地域住民の雇用や、観光関連産業への雇用について積極的に検討を行うことが必要である。 ・関係者によるルールの遵守と良質なサービスの提供を確保するため、教育、人材育成及び能力開発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の雇用計画 ・教育、人材育成及び能力開発の計画

(1) 環境容量・自然復元力の範囲内での利用

計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な観光を実現するための前提として、観光利用に供する地域の環境容量を把握することが必要である。 ・上記を具体化した基本方針として、受け入れ可能人数及び利用ゾーニングを設定することが必要である。
作業項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境容量の把握（自然資源利用の利用・管理の実態の整理） ・持続可能な利用の基本方針の設定（受け入れ可能人数及びゾーニング）

二次的自然地域は、既に農林水産業等の様々な自然資源利用の対象とされているため、新たに不適切な観光利用（短期的な利益を目的とした過剰な数の観光客の誘致等）が加わることによって自然資源の利用量が増加し、地域の自然及び社会経済的に悪影響が及んでしまうことが懸念される。

このため、持続可能な観光を実現するためには、その前提として、観光利用に供する地域の環境容量（環境を損なうことなく受け入れることのできる人間活動の量）を把握し、この枠内で計画的な利用計画を立案することが不可欠である。

環境容量を当初から定量的に把握することは困難であるため、計画策定の段階では、定性的な情報をもとに自然資源の利用・管理に関する状況を整理し、観光客を受け入れる余地があるかどうかを確認することが考えられる。また、計画実施段階に定量的なモニタリングを行うため、継続的なデータの把握項目を設定しておくことが効果的である。

この結果を踏まえて、持続可能な観光の基本計画を策定する。計画に定める事項の中で、特に「観光客の受け入れ可能人数」及び「利用ゾーニング」の2点は、あらゆる取組の原則となる事項として特に重要であり、明確な形で定めることが求められる。

表 持続可能な観光の基本方針の検討例

主な項目	検討方法
観光客の受け入れ可能人数	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな観光利用に伴い必要となる自然資源の量（食料、燃料及び材料等）及び排出される廃棄物の量を見積り、これが環境容量の余力の範囲に収まるように、観光客の受け入れ可能人数を設定する。 ・現状において過剰な利用が行われている場合は、受け入れ人数を現状よりも減少させるか、又は自然資源利用の改善策を講じる必要がある。
利用ゾーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業等の利用状況、保護すべき動植物の生息・生育状況、法又は地域の習慣による利用規制の状況、文化・宗教的制約等の利用の制約条件を確認する。 ・この利用の制約条件を踏まえ、実際に観光利用に供することができる地域を設定し、その中で制約条件を踏まえたゾーニングを行う。 ・ゾーニングの結果は、関係者全てが共有できるように、図面等で明確に示すことが必要である。
上記の担保に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・環境容量を超えた利用が行われる危険性が高いと想定される場合や、それが生じた場合に負の影響が大きいと想定される場合は、観光客の受け入れ可能人数や利用ゾーニングを担保するための法的措置等を講じることが考えられる。 ・この法的措置等は、必ずしも全域を対象とする必要はなく、特にリスクが高い地域に限定することも考えられる。

(2) 自然資源の循環利用

計画のポイント	・本手法の導入計画の内容が、地域の自然資源の循環を妨げることがないように確認することが必要である。
作業項目	・地域の自然資源循環との調和に関する確認

本手法の導入による地域の自然及び社会経済への負の影響を抑制するためには、観光利用に供される地域の物質フローが、地域の自然資源の循環と調和することが不可欠である。

このため、新たな観光利用に伴う物質フローの変化（外部から持ち込まれる物資等）を検討し、それが既存の資源循環の中に円滑に組み込まれる可能性を有するかどうか確認することが必要である。

(3) 地域の伝統・文化の評価

計画のポイント	・二次的自然地域ならではの魅力あるプログラムを作成するため、農林水産業に関する伝統的地域資源を積極的に発掘・反映させることが効果的である。
作業項目	・地域の伝統・文化を踏まえたプログラムの作成

二次的自然地域に新たな旅行者を誘致するためには、他の地域と差別化を図ることが出来る固有プログラムを提供することが必要である。

このため、原生自然地域では味わうことが難しい自然や地域の歴史や文化に根ざした地域資源を積極的に発掘し、それを活かしたプログラム（農林水産業の収穫体験等や伝統文化体験等）を開発することが効果的である。

表 事例に見る農林水産業に関する伝統的地域資源とプログラムとの関係

事例	農林水産業に関する 伝統的地域資源	左記を踏まえたプログラム
日本の事例 No.10 日本・静岡県松崎町の「石部の棚田」の保全活動と「しずおか一村運動」	・稲作によって形成された伝統的な棚田景観	・都市住民が利用料を払って農地を借り受け、地元農家の指導を受けて農作業を行う「棚田オーナー制度」を実施。
日本の事例 No.11 日本・石川県輪島市金蔵における外部との交流と地域環境管理	・二次林や農地、集落、ため池、社寺等が組み合わさった伝統的土地利用及び景観 ・伝統食文化	・伝統的土地利用及び景観を踏まえた散策コースを設定。 ・寺院境内のカフェにおいて、地場産農産物による食事を提供。
世界の事例 No.1 韓国・地域おこしを目指す里山 - ハンピョン郡サンゴ里ムピョン村	・二次林や農地、集落、ため池等が組み合わさった伝統的土地利用及び景観	・農産物の収穫や加工の体験プログラムを提供。 ・観光客の宿泊施設として、伝統家屋を活用した民宿を建設。
世界の事例 No.49 エクアドル・草地生態系保全とエコツーリズム	・アルパカの放牧によって形成された伝統的な草地景観	・地元住民がガイドとなり、アルパカが放牧されている草地等を周遊するエコツアーを実施。

(4) 多様な主体の参加と協働

計画のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様な関係者による適切な行動を確保するため、これらを含む実施体制、仕組み及びルールを設けることが必要である、 ・これらを機能させるために、公的主体が加わり、利害調整及び監督、法的拘束力に基づく措置等を行うことが効果的である。
作業項目	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制の構築 ・利用・管理におけるルールや仕組みの構築

持続可能な観光を実現するためには、それに携わる全ての関係者（ツーリストを含む）が環境容量を理解し、その範囲内で行動することが不可欠である。また、観光の源泉となる自然資源を持続的に利用・管理していくためには、それを所有又は管理している主体だけではなく、全ての受益者が利益と負担を適切に分かち合うことが必要である。

その一方で、観光という行為は、見学や体験に加えて、移動、食事、宿泊などの多様な要素で構成されており、関係主体の種類と数が非常に多岐に渡る。また、地域外の主体（ツーリストや観光関連事業者等）との連携も不可欠である。

このため、環境容量をわきまえた行動や適正な負担と利益の分担を確保するためには、多数かつ多様な関係者の存在を確認し、これらを含む実施体制、仕組み及びルールを設けることが必要である。また、これらを機能させるためには、行政機関等の公的主体が加わり、中立的な立場から利害調整及び監督、ルール違反者（例：禁止事項を実施した者、立入制限区域に侵入した者等）に対する法的措置等を行うことが必要である。

表 作成することが想定される体制、仕組み及びルール

項目	内容
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者、観光ガイド、利用に供される自然資源の管理者（土地所有者等）など、持続可能な観光に携わる地域内外の全ての事業者が加わる連携体制が必要である。 ・中立な立場から利害調整及び監督を行うための存在として、行政機関等の公的主体が加わるのが効果的である。 ・地元住民を中心とする自律的な実施体制を構築することが重要である。
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境容量を遵守する事業者のみが持続的な観光に参入できる仕組みを設けることが必要である（免許制度、自然地域への立入許可制度等）。 ・観光事業者及びツーリストが、自然資源の管理者に対して利益を還元する仕組みを設けることが必要である。
ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、ガイド及びツーリストなどの個々の主体が遵守すべき事項を定めることが必要である（禁止事項、立入制限区域、ルールに違反した場合の措置等）。 ・観光業とそれ以外の自然資源を利用する産業（農林水産業等）との調和を図るため、必要に応じ両者の関係についてルールを定めることが効果的である。

(5) 地域社会・経済への貢献

計画のポイント	<ul style="list-style-type: none">・ガイドとしての地域住民の雇用や、観光関連産業への雇用について積極的に検討を行う必要がある。・関係者によるルールの遵守と良質なサービスの提供を確保するため、教育、人材育成及び能力開発を行うことが重要である。
作業項目	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の雇用計画・教育、人材育成及び能力開発の計画

持続可能な観光において、環境容量の範囲内で地域住民の福利を高めるためには、地域住民を積極的に雇用することが必要である。特に、ツアーリストを案内するガイドとして、地域の自然や文化を深く理解している地元住民を雇用することは重要である。また、地域住民が営む運送業や宿泊業、飲食業等と連携を図ることにより、雇用の拡大を図ることも効果的である。

また、観光事業者やガイドによる仕組みやルール（前項「(4) 多様な主体の参加と協働」を参照）の遵守と、ツアーリストに対しする良質なサービスの提供を確保するためには、一人ひとりの関係者が、持続可能な観光の考え方や、それを実現するための十分な知識や技術を身につけることが重要である。このため、関係者に組織的な教育、人材育成及び能力開発のプログラムを実行することが必要である。